

## 令和8年度 滋賀県消防学校施設清掃等業務仕様書

### 1 委託業務の名称

滋賀県消防学校施設清掃等業務

### 2 履行場所

滋賀県消防学校（東近江市神郷町314）

### 3 業務内容

滋賀県消防学校における次に掲げる業務を行う。

#### （1）日常的に行う業務

次の①から⑥の業務を日常的に行う。ただし、①から③については、毎週行うこととし、④から⑥の業務については、必要に応じて委託者より指示する。

##### ①清掃業務

主として管理棟、寮棟および屋内訓練場の清掃を行う。

（詳細については、別紙1-1、1-2のとおり。）

##### ②可燃、不燃ゴミの搬出

回収した可燃・不燃ゴミを指定の場所へ搬出する。

##### ③資源ゴミの搬出

新聞紙、雑誌などの資源ゴミを指定の場所へ搬出する。

##### ④教育用物品の洗浄

教育訓練で使用した物品の洗浄、乾燥、収納を行う。

##### ⑤屋外清掃および除草

管理棟および寮棟周辺、正門から玄関までの通路、正門横駐車場等の清掃、洗浄、除草を行う。

##### ⑥除雪作業

降雪時、正面玄関付近の除雪を行う。

#### （2）定期的に行う業務

定期的に管理棟および寮棟の清掃を行う。（詳細については、別紙1-1、1-2のとおり。）

#### （3）その他委託者が指示する業務

### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 業務実施日および時間

作業日については、「別紙2 令和8年度 清掃業務勤務予定表」を参照のこと。ただし、教育訓練等の都合により日程を変更する場合がある。

#### （1）日常的に行う業務

①作業日 原則として、火曜日、木曜日

②作業時間 原則として、8時30分から12時00分までの3.5時間とする。

③実施体制 1名で行うこと。

#### （2）定期的に行う業務

①作業日 本校が指定する日（年間7日）

②作業時間 8時30分から16時00分までの6.5時間とする。（12:00～13:00は除く。）

※当校の教育訓練の都合等により、作業時間の一部を他の日に変更する場合がある。

③実施体制 2名で行うこと。

6 委託期間中における作業時間数

(1) 日常的に行う業務

年間96日 336時間

(2) 定期的に行う業務

年間7日 91時間

7 業務実施にあたっての留意事項

(1) 清掃に必要な用具類および消耗品は当校で用意する。

(2) 用具類が消耗し使用できなくなったとき、および衛生用消耗品の保管数量が少なくなった場合は、当校担当者まで報告すること。

(3) 作業従事中に施設等の不具合を発見した場合は、速やかに当校担当者まで状況を報告すること。

(4) 作業従事者用の控室はないが、別途休憩場所（屋内）を設ける。

8 その他

(1) 事前に委託者へ業務を実施する作業員の氏名を記載した書類を提出すること。

(2) その他記載のない事項に関しては、委託者および受託者双方が協議の上、定めることとする。

<添付資料>

- ・別紙1-1 「作業箇所および業務内容」
- ・別紙1-2 「業務内容詳細」
- ・別紙2 「令和8年度 清掃業務勤務予定表」
- ・別紙3 「作業箇所図」